

平成25年度

宮城県地域防災計画の修正について

[地震災害対策編][津波災害対策編][風水害等災害対策編]

【目次】

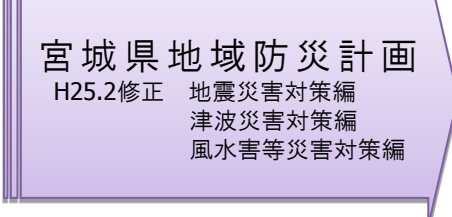
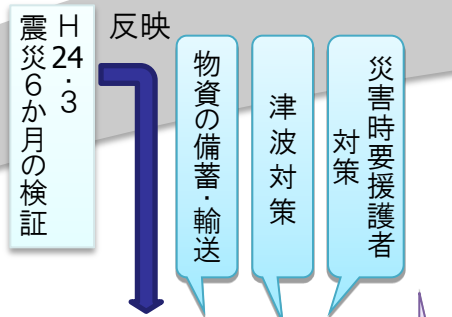
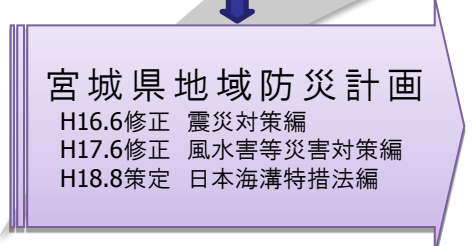
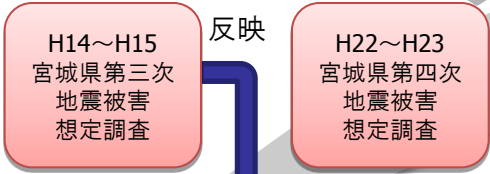
1	修正の経緯	...	1
2	修正方針	...	3
3	修正の概要	...	4

平成26年1月
宮城県

1 修正の経緯 ー 概要図 ー

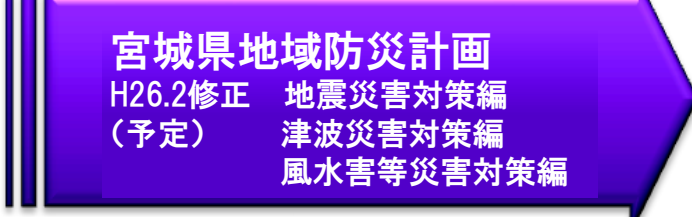
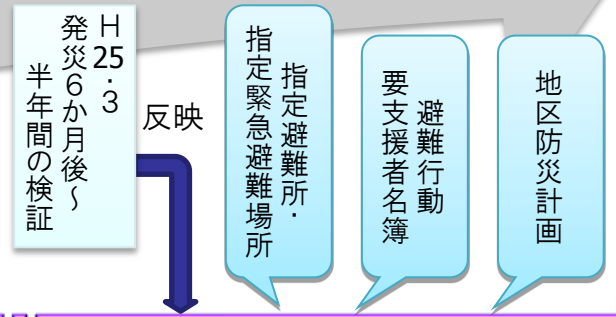


- H12 宮城県沖地震の長期評価公表
 - H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
 - H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)
 - H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略
- [減災目標(地域目標)を定めるよう 地方公共団体に要請]

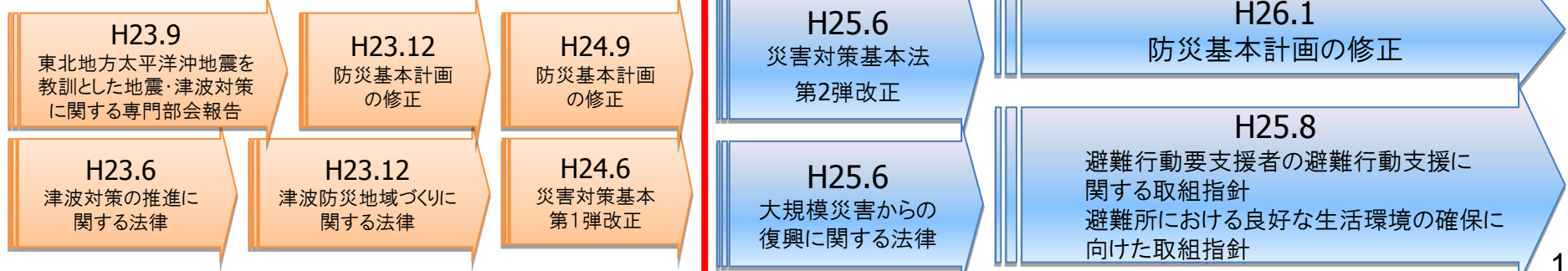


「減災」を基本方針とした 防災対策の推進

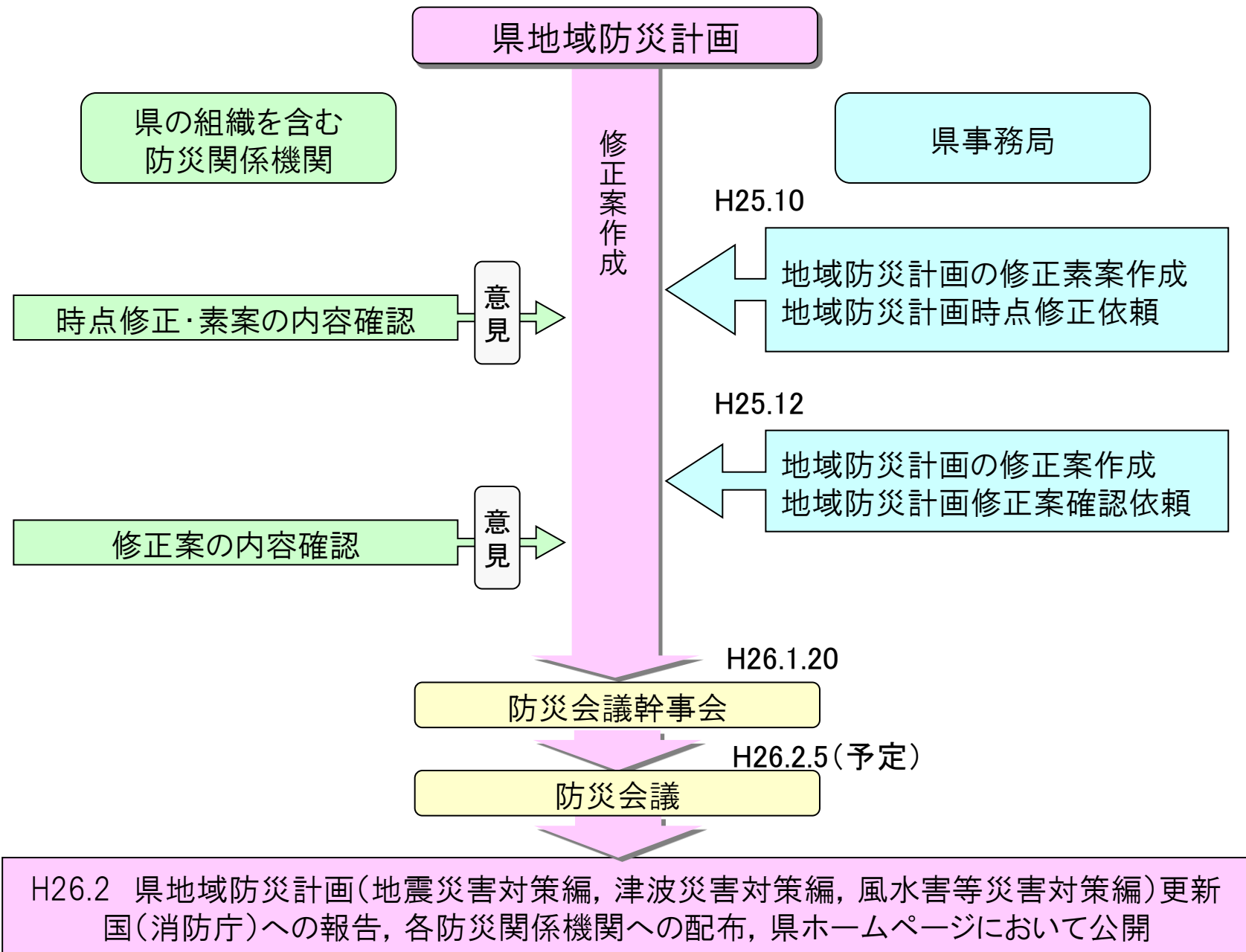
(「自助・共助・公助」の概念に基づき、
 県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)



● 震災後の国の動向



1 修正の経緯 — 県地域防災計画修正の流れ —



① 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年6月)及び修正防災基本計画(平成26年1月)の反映
平成24年度に引き続き災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正が行われたことからその内容を反映する。

② 各分野における防災に関する法令・計画・指針等の反映

大規模災害からの復興に関する法律, 改正気象業務法, 改正水防法, 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」, 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」 「大規模火山災害対策への提言」等, 防災に関する法令・計画・指針等を反映する。



これらの方針を踏まえ, 以下の修正を行う。

(1) 平素からの防災への取組の強化

基本理念の反映, 地区防災計画, 各主体の責務, 等

(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

指定緊急避難場所, 安全確保措置, 避難行動要支援者名簿, 等

(3) 被災者保護対策の改善

指定避難所, 安否情報の提供, 被災者台帳の作成, 等

(4) その他

特別警報, 男女共同参画の視点の反映, 広域防災拠点の整備, 等

(1) 平素からの防災への取組の強化

○ 基本理念の反映

平成25年6月改正の災害対策基本法及び平成26年1月修正の防災基本計画(以下「改正災対法等」という。)において、「減災の考え方」「自助・共助・公助」「ハード・ソフトの組合せ, 不断の見直し」等の「基本理念」が明確化されたことを踏まえ, 現在の県地域防災計画の「基本方針」について, 必要な箇所を修正

(地震編1章1節, 津波編 同, 風水害編 同)

○ 地区防災計画

改正災対法等において, 自発的な防災活動を促進しボトムアップ型で地域における防災力を高めるため, 市町村内の居住者等からの提案等によるコミュニティレベルの計画である「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることが可能とされた。これを踏まえ, 県地域防災計画第2章の「自主防災組織の育成」の節に地区防災計画の規定を追加し, 節名を「地域における防災体制」に変更

(地震編2章12節, 津波編2章11節, 風水害編2章7節)

○ 各主体の責務

改正災対法等において, 地域の住民, 企業, ボランティア, 関係団体等多様な主体が協働して災害時要援護者対策に取り組むよう各主体の責務が明確化されたことを踏まえ, 従来の県地域防災計画について, 「災害応急対策に関する事業者における事業活動継続の努力」等, 必要な箇所を修正

(地震編2章14節他, 津波編2章13節他, 風水害編2章9節他)

(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

○ 指定緊急避難場所の指定

改正災対法等において、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正

(地震編2章23節, 津波編 同, 風水害編2章16節)

○ 安全確保措置

改正災対法等において、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」が位置づけられたことを踏まえて追加

(風水害編3章14節)

○ 避難勧告・避難指示に関する市町村への助言

改正災対法等において、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するために国・県から市町村への助言を行う規定が整備されたことを踏まえて追加

(津波編2章15節, 風水害編2章14節)

○ 避難行動要支援者名簿の作成

改正災対法等において、高齢者や障害者など特に配慮を要する者のうち避難について特に支援を要する者に関する名簿の作成及び利用制度が創設されたことを踏まえて追加

(地震編2章26節, 津波編 同, 風水害編2章19節)

(3) 被災者保護対策の改善

- **指定避難所の指定**
改正災対法等において、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正（地震編2章24節他，津波編 同，風水害編2章17節他）
- **被災者の運送の要請**
改正災対法等において、円滑な避難実施のため、指定公共機関等（運送事業者）に対し、被災者の運送を要請する規定が整備されたことを踏まえて追加（地震編3章12節，津波編 同，風水害編3章14節）
- **避難所における生活環境の整備等**
改正災対法等において、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて修正（地震編3章12節，津波編 同，風水害編3章14節）
- **安否情報の提供**
改正災対法等において、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう法的根拠が明確化されたことを踏まえて追加（地震編3章2節，津波編 同，風水害編3章4節）
- **罹災証明書の交付**
改正災対法等において、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法的根拠が設けられたことを踏まえて修正（地震編4章2節，津波編 同，風水害編 同）
- **被災者台帳の作成**
改正災対法等において、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約した「被災者台帳」の作成制度が創設されたことを踏まえて追加（地震編4章2節，津波編 同，風水害編 同）

(4) その他

○ 「要配慮者」「避難行動要支援者」

改正災対法等において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と規定されたことを踏まえ、従来の「災害時要援護者」の用語を修正

(地震編1章1節他, 津波編 同, 風水害編 同)

○ 各機関の役割と業務大綱

各防災関係機関において、防災業務計画の見直しが行われたものについて反映

(地震編1章2節, 津波編 同, 風水害編 同)

○ 特別警報

平成25年5月改正の気象業務法において、従来の「警報」の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合に発表される「特別警報」が新たに規定されたことを踏まえて修正

(津波編2章15節, 風水害編3章1節他)

○ 男女共同参画の視点の反映

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月・内閣府)を踏まえ、避難所運営への女性参画推進など、必要に応じて修正

(地震編3章24節他, 津波編 同, 風水害編3章17節他)

○ 多様な主体の参画による水防体制の充実

平成25年6月改正の水防法において、水防計画に基づく河川管理者の水防への協力、浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進、水防協力団体の指定対象拡大等が規定されたことを踏まえて修正

(風水害編2章1節他)

(4) その他

○ 大規模火山災害対策の強化

平成25年5月に広域的な火山防災対策に係る検討会が公表した「大規模火山災害対策への提言」において、国と自治体が協力して取り組むべき事項として、大規模火山災害に備えた監視観測・調査研究体制と人材の育成などが提言されたことを踏まえて追加
(風水害編2章1節他)

○ 広域防災拠点の整備

県域をカバーする広域防災拠点の整備について、現在の施策を踏まえて追加
(地震編2章18節, 津波編 同, 風水害編2章12節)